

小金井市立小金井第四小学校

PTA規約

昭和61年 4月 1日 作成
平成19年 4月26日 改定
平成20年 5月 2日 改定
平成21年 4月30日 改定
平成28年 2月19日 改定
平成28年 5月26日 改定
平成30年 5月16日 改定
令和元年 5月15日 改定
令和2年 7月11日 改定
令和5年 4月 1日 改定

- * PTA規約<細則>と共に大切に保管してください。
- * 既存の規約をお持ちの方は、本改定版と差し替えをお願いいたします。
- * 運営委員会・PTA総会時にはお持ちください。

小金井市立小金井第四小学校PTA規約

第一章 名称及び設立日及び所在地

この会は小金井市立小金井第四小学校PTA(保護者と教員の会)といい、昭和26年5月3日設立、所在地を小金井市立小金井第四小学校(東京都小金井市貫井南町3-9-1)におきます。

第二章 目的

この会は日本国憲法と教育基本法に基づき、保護者と教員が協力して児童の健全な成長発達を助け、幸福を願うとともに会員の教養を高め、家庭・学校・地域社会の教育力の向上に努めます。

第三章 方針と活動

この会は教育を本旨とする保護者と教員で構成される任意の団体で前章の目的を達成するために、次の方針に従って活動します。

1. 良い保護者、良い教員となるために会員相互の学習・啓発を進めるとともに親睦をはかります。
2. この会の活動は保護者と教員との緊密な協力により行います。
3. 児童の生活環境を良くする事や、公教育のより一層の充実をはかるために、目的を同じくし活動する機関・団体と必要に応じて協力します。
4. この会や本部事務局役員(以下、「役員」とする)の名で特定の政党や宗教を支持したり、公私の選挙の候補者を推薦したりはしません。また営利を目的とするような行為も行いません。
5. 学校の人事や管理に直接干渉しません。校長は学校管理および教育上の観点から、会合に出席して意見を述べる事ができます。

第四章 会員

この会の会員となることができる者は、本校に在籍する児童の保護者および教員であり、且つPTA入会申込書にて入会同意を表明した者としてします。

1. 会員はすべて平等の権利と義務を有します。

2. 会員は誰でも役員・委員に立候補できます。また、すべての会を傍聴し、すべての帳簿を閲覧できます。
3. 会員は会費を負担します。

第五章 会計

1. この会の運営および活動に必要な費用は、原則として会費でまかなわれます。
2. この会の支出は総会で承認された予算に基づいて行われます。
3. この会の決算は会計監査を経て総会の承認を得なければなりません。
4. この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わります。
5. 会計細則は別に定めます。

第六章 学級・学年および地域の活動

PTAの活動の基本は、学級と家庭のある地域です。学校の内外の両面でPTAの目的に沿った活動をしながら、PTA全体の活動を推し進めていきます。

1. 学級PTA

学級PTAは学級の保護者と担任教員が児童の学習や生活などについて話し合い、学び合って、ともに児童の成長のために協力します。

- a. 学級は会員の互選で2名のクラス委員を選び、クラス委員は担任教員とともに学級委員会を構成します。
- b. 学級委員会は学級PTAなどの学級活動の世話をします。
- c. 学級PTAは必要に応じて開催します。

2. 学年委員会

学年委員会は各学級から出された問題や意見、要望等について討議し、それらを運営委員会や専門委員会に伝えます。また必要に応じて学年として学習会や懇談会などを開催します。

- a. この委員会は各学年クラス委員と担任教員全員で構成し、この中より学年委員長1名、副委員長1名を選びます。
- b. この委員会は必要に応じて開催します。

3. 校外指導委員会

この委員会の目的は登下校時の児童の安全を守り、各地域の実情に応じた地域内児童の校外生活の向上と地域環境の改善向上に努めることとします。

- a. この委員会は本部事務局役員校外担当副会長2名が参加し、また各学級から1名ずつ選ばれた委員および校外指導担当教員をもって構成し、
校外指導委員長、副委員長、会計、地区担当以下必要な担当委員をその年

の校外指導委員会での話し合いによって選出します。

- b. この委員会は学校および自治会等と連携しながら、校区内の各地域の問題を把握、討議するとともに、保護者の協力のもと見守り、見回りその他の地域安全のための活動を行います。
- c. 校外指導委員会は学期1回以上開催しますが、必要に応じて随時開催する事ができます。

第七章 役員

1. この会に次の役員を置きます。

会 長	(保護者)1名
副会長	(保護者と教員)
書 記	(保護者と教員)
会 計	(保護者と教員)

会長以外の役員数については細則で定めます。

各役員の役割は次のとおりです。

- a. 会長
 - i. 会を代表し、総会・役員会・常任委員会・運営委員会を招集します。
 - ii. 総会・運営委員会の決定に基づき会務を処理します。
 - iii. 会の財産を管理します。
 - iv. 会を代表して対外事項を処理します。
 - b. 副会長
 - i. 会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行します。
 - c. 書記
 - i. 総会および運営委員会の議事とこの会の活動を記録し会員に知らせます。
 - ii. 記録・通信その他書類の整理・保管をします。
 - d. 会計
 - i. 予算に基づいた会計業務を処理します。
 - ii. 定期総会において決算報告をします。
2. 役員は他の委員、会計監査委員を兼ねる事はできません。
 3. 役員の任期は1年とし、再任は認めますが、同一役職は2年までとします。
 4. 役員は全員で役員会を構成し、年度当初各委員会および運営委員会の成立をはかります。また必要に応じて会合を開催し、各委員会との連絡・調整をはかりこの会の運営に努めます。

第八章 会計監査委員

1. この会の会計を監査するために2名の会計監査委員をおきます。任期は1年とし再任は認めません。
2. 会計監査委員は年2回定期に会計を監査し、または必要に応じて随時監査を行う事ができ、結果を総会で報告します。

第九章 総会

総会は全会員で構成されるこの会の最高議決機関です。

1. 総会には定期総会があります。定期総会は年度初めに開かれるものとし、会長が招集し出席会員の中から議長を選出し以下のことを行います。
 - a. 活動報告・活動計画の審議と承認
 - b. 決算報告・予算案の審議と承認
 - c. 役員紹介
 - d. 規約の改定
 - e. その他の重要事項の審議と承認
2. 総会は会員総数の1/5以上の出席を得て成立するものとし、議事は出席者の過半数の賛同をもって議決します。可否同数のときは議長が決定します。
3. 臨時総会は運営委員会が必要と認めたときまたは会員の1/10以上の要請があったとき開催します。

第十章 常任委員会

1. 常任委員会は役員・各専門委員会の委員長・各学年委員長・校外指導委員会委員長で構成し、会長が招集します。
2. この会全体の年間の諸計画と予算案を立案します。また諸計画に基づく活動についての資料の収集・管理等を行いその活用をはかります。
3. 運営委員会に提出する議題につき、必要な準備を行います。
4. 常任委員会は必要に応じて随時開催します。

第十一章 運営委員会

運営委員会はこの会の運営と活動に責任を持つ最高執行機関であり、総会に次ぐ議決機関です。

この会は構成員の2/3以上の出席で成立し、議事は構成員の過半数の賛同で決定します。

1. この会は役員・各学級のクラス委員・各専門委員長・校外指導委員長および教員をもって構成し、会長が招集します。役員以外の委員が欠席の場合は、代理出席を認めません。
2. 新年度役員は最終運営委員会をもって承認します。
3. 総会で決議された事項を実行に移し、緊急事項についてはその都度、審議・処理して事後の総会に報告し承認を得ます。
4. 各学級・学年・各専門委員会・校外指導委員会からの活動報告・決算報告をうけ、活動計画・予算案を検討します。
5. 運営委員会は学期につき1回以上開催します。また必要に応じて随時開催することができます。

第十二章 専門委員会

この会の活動を充実させるために専門委員会として文化広報委員会をおきます。

1. 文化広報委員会は各学級から1名ずつ選ばれた委員と教員委員で構成し、それぞれ互選で正・副委員長、書記、会計を選び活動を行います。
2. 主たる活動は次の通りです。
 - a. 講演会などを企画・実行し会員の教養を高める各種サークルの全体把握し会員相互の学習・文化活動を進めます。サークル活動についての細則は別に定めます。
 - b. 広報誌を発行し、会の活動状況を報告、教育や児童をめぐる諸問題を考える資料を提供したりします。
3. 学期につき1回以上委員会を開催します。また、必要に応じて随時開催します。

第十三章 特別委員会

運営委員会が必要と認めたときは、特別委員会を設けて活動を進めることができます。その活動については、逐次運営委員会に報告されるものとし、次の総会で報告し承認を得ます。特別委員会は、その目的を達成したときに解散します。

第十四章 役員・会計監査委員の選出

役員・会計監査委員の選出については、選考委員会を設け選出に関するすべての事を行います。

1. 選考委員会は、各学級から選ばれたクラス委員で構成します。
2. 選考委員会の活動についての細則は別に定めます。

第十五章 細則

運営委員会は会の円滑な運営に必要と思われる規約を補足する細則を定めることができます。細則の更改は運営委員会の構成員の4/5以上の賛同を必要とし総会に報告します。

第十六章 更改

この規約の更改は総会出席者の2/3以上の賛同を必要とします。

付則

第一章 名称及び設立日及び所在地

1. この規約は令和2年7月11日付で表記を所在地に改正し、また設立日を追記した。同日より実施します。

第六章 学級・学年および地域の活動

2. この規約は令和元年5月15日付で3.校外指導委員会を改正し、同日より実施します。

第十二章 専門委員会

1. この規約は令和元年5月15日付けで1、2を改正し同日より実施します。

第六、第十一、第十四章 表記の統一

各章にて「運営委員」の表記を廃し「クラス委員」似て統一。令和5年より実施。